

令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業 FAQ

No.	補助金区分	質問	回答
1	共通	補助対象事業の実施期間はいつですか。	補助金の交付決定日から令和7年2月28日までとなります。 改修工事の完成だけでなく、引渡しと工事代金の支払い、実施完了報告の提出まで全てを完了する必要があります。補助対象事業期間内に補助対象事業を完了できなかった場合は、補助金の交付を受けられない場合があります。
2	共通	事業開始はいつから可能ですか。 すでに着手している事業に対しては補助対象になりますか。	交付決定通知を受領した後に、事業を開始してください。 補助金の交付決定日より前に実施した工事等の注文や契約については、補助金の対象外となります。
3	共通	補助金交付はいつになりますか。	補助対象事業の完了報告の確認後となります。なお、補助金は精算払いとなります。概算払いはできませんのでご注意ください。
4	共通	事業資金のすべてを借り入れで行うことは可能ですか。	申請可能です。ただし、自己資金による事業実施が優先して認定されます。
5	共通	申請書類はどのように提出しますか。	申請書類は申請の手引きに記載のURLよりアップロードしてください。 ・ストレスフリー： https://form.run/@Stress-free ・バリアフリー： https://form.run/@Barrier-free

令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業 FAQ

No.	補助金区分	質問	回答
6	共通	申請書類をアップロードできません。どうすればいいですか。	事務局までご連絡ください。郵送などのご案内をさせていただきます。 E-mail：shukuhaku_inbound2024@tobutoptours.co.jp 電 話：080-1179-9725／080-1179-9719
7	共通	提出した応募書類に不足などがあった場合はどうなりますか。	チェックシート等にて書類不足がないよう予めチェックをお願いいたします。不足等があった際には、事務局から連絡をしますので、速やかに追加の提出などにご協力ください。
8	共通	認定作業（採択）はどのように行われますか。	事務局にて書類に不備がないかなどを確認した後、観光庁及び外部委員等による採点を行い、高得点を得た上位の事業者から予算の範囲内で認定（採択）します。
9	共通	どのような施設が補助の対象となりますか。	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者が対象となります。民泊事業者は補助の対象となりません。

令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業 FAQ

No.	補助金区分	質問	回答
10	共通	補助要件にはどのようなものがありますか。	<p>以下の①または②が要件になります。</p> <p>①宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度（高付加価値経営旅館等登録規程（令和5年観光庁告示第3号））の登録を受けた方、又は同制度の登録申請をされた方。</p> <p>② ①の登録又は登録申請はしていないが、金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定を取得済み又は1年以内に取得予定である方。</p>
11	共通	ストレスフリー事業とバリアフリー事業の双方に同内容の申請を行うことは可能ですか。	<p>申請可能です。</p> <p>ただし、同一の事業計画では申請できません。</p>
12	共通	昨年、観光庁の補助金を受けて共用トイレをバリアフリー化しましたが、今回の補助金は受けられますか。	<p>同一箇所の改修でなければ、申請は可能です。</p>
13	共通	他の省庁の補助金を活用する予定ですが、今回の補助金を申請することは可能ですか。	<p>同一の事業計画でなければ、申請は可能です。</p> <p>ただし、他の省庁の補助金の交付が決定した場合や、地方公共団体による補助金等の給付を既に受けている場合で、当該補助金等の全部又は一部が、国の補助金等を財源とする場合は、本事業での補助金は対象外となります。</p>

令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業 FAQ

No.	補助金区分	質問	回答
14	共通	宿泊施設の運営会社や、ホールディングカンパニーが申請者となることは可能ですか。	申請可能です。ただし、補助対象事業者は「旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者に限ります。
15	共通	いつ頃認定結果がわかりますか。	9月下旬ごろの予定です。結果如何に関わらず、申請時にお届けいただいたメールアドレス宛にお知らせのメールを送信する予定です。 なお、採択結果に関する個別のお問い合わせはお受けしておりません。
16	ストレスフリー	宿単体で申請が可能ですか。	基本は5事業者以上の集合体での申請ですが、申請される施設が特定宿泊事業者に該当する場合は単体でも申請可能です。 【特定宿泊事業者とは】 DMO（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人）又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っている宿泊事業者。 なお、上記取組は過去3年以内（令和3年4月～令和6年3月）に取り組んだ又は今後1年以内（令和6年4月～令和7年3月）に取り組む場合にのみ実績として認められます。
17	ストレスフリー	グループ会社でも申請はできますか。	申請可能です。申請時は、グループの代表企業が宿泊事業者等団体となり、グループ傘下の宿泊施設（5事業者以上）を構成員宿泊事業者として申請してください。

令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業 FAQ

No.	補助金区分	質問	回答
18	ストレスフリー	宿泊事業者等団体の協議会はどこかに登録が必要ですか。	登録や届け出等は不要です。構成団体の中から代表者を決めてください。
19	ストレスフリー	宿泊事業者など団体の構成員は周遊ルートで連携しているとはどのような状況ですか。	一つのテーマに基づいて複数の都道府県を周遊するパッケージ化された広域観光商品やモデルコースにおける宿泊事業者同士の連携を意味します。
20	ストレスフリー	一企業で5つ以上の宿泊施設を所有している場合は対象となりますか。	対象となります。当該企業が宿泊事業者等団体となり、傘下の宿泊施設（5事業者以上）を構成員宿泊事業者として申請してください。
21	ストレスフリー	補助対象事業は、補助対象事業に記載された事業以外の整備（wi-fi設置、非接触型チェックインシステム等）も含まれますか。	対象外です。(1)混雑状況の「見える化」と(2)バリアフリースイートの整備が対象事業です。
22	ストレスフリー	バリアフリースイートとは何ですか。	次のような方々に使われるトイレをバリアフリースイートとしてしています。車いす使用者・発達障害など発達障害など同伴が必要な人・乳幼児連れの人・オストメイト（人工肛門等保有者）。

令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業 FAQ

No.	補助金区分	質問	回答
23	バリアフリー	どのような事業が補助対象となりますか。	客室・共用部については補助対象事業の実施に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等の関係法令や「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した「建築設計標準」等の宿泊施設のバリアフリー化に関する基準等を踏まえている事業が補助対象となります。災害対応に資する整備の導入についても、バリアフリー化の要素を加味した事業であるほうが望ましいです。
24	バリアフリー	補助対象事業の内容に制限はありますか。	バリアフリー化に資する事業内容に限ります。事業内容は、高齢者や、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等のバリアフリー化に関する基準等を踏まえた改修内容であることが必要です。 対象事業については、公募要領5ページに記載の「4. 補助対象事業等」をご参照下さい。
25	バリアフリー	災害対応に資する整備の導入に関して、バリアフリー化の要素は必要ですか。	必要です。高齢者や、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等のバリアフリー化に関する基準等を踏まえた改修内容であることが補助要件となります。